

⑥ 第12回 特別弔慰金の請求を受け付けています

問・申 友部地区:社会福祉課(内線 157) 笠間地区:笠間支所保険福祉課(内線 72134)
岩間地区:岩間支所保険福祉課(内線 73171)

「戦没者の遺族に対する特別弔慰金(第12回特別弔慰金)」の申請期限は令和10年3月31日です。手続きが済んでいない遺族の方は、お早めに申請してください。

支給対象者 戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族など援護法による遺族年金」などの受給権を有する方(戦没者などの妻や父母など)がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

順位	対象者
1	弔慰金受給権者
2	子
3	戦没者などの死亡当時、戦没者などと生計を共にしていて、令和7年4月1日現在、氏を変える婚姻または遺族以外の者と養子縁組をしていない (1)父母 (2)孫 (3)祖父母 (4)兄弟姉妹
4	上記3に必要な要件を満たしていない (1)父母 (2)孫 (3)祖父母 (4)兄弟姉妹
5	戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計を共にしていた三親など内親族で (1)戦没者などの葬祭を行った者 (2)戦没者などの葬祭を行っていない者

※子については、戦没者などの死亡当時の胎児も含まれます。

※戦没者死亡後に出生した兄弟姉妹・孫・三親等内親族は、該当になりません。

支給内容 額面 27.5 万円(5 年償還の記名国債)

請求方法 請求書類は、社会福祉課および各支所保険福祉課窓口でお渡しします。
請求の際、マイナンバーカードなど本人確認ができるもののほか、戸籍書類などが必要です。

請求期限 令和10年3月31日(請求期限を過ぎると受給権が消滅します)

⑦ アライグマやハクビシンによる被害について

問 農作物への被害:農政課(内線 530) 農作物への被害以外:環境政策課(内線 126)

市では特定外来生物「アライグマ」の駆除や、「ハクビシン」など有害鳥獣による農作物への被害に対し、次のような対応を行っていますのでご相談ください。

	アライグマ	ハクビシン
農作物への被害	笠間市鳥獣被害対策実施隊に依頼し、鳥獣の捕獲を行っています。 費用負担はありません。	
農作物への被害以外	市から委託業者に駆除を依頼します。 費用負担はありません。 ※屋根裏など屋内への罠の設置は、相談者と業者の直接契約となり、駆除費用は個人負担となります。	アライグマ以外の鳥獣による農業被害以外の対応は市では行っていないが、被害の実情に応じ駆除業者の案内を行っています。駆除業者に駆除を依頼した場合の費用は、個人負担となります。